

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇告示

医療機関の指定
土地改良事業計画の縦覧
土地の立入測量等

建設業者の登録まつ消

国民健康保険条例制定認可

国民健康保険条例変更認可

土地の公用廃止

建設業者の更新登録

◇選管告示

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

政党、協会、その他の団体の収支報告書要旨

政治、協会、その他の団体の選挙の際になされた収支報告書要旨

◇公告

昭和三十一年度保母試験の実施

告示

鳥取県告示第四百三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条
第一項の規定にもとずき指定医療機関として昭和三十一年九月一日次のとおり指定した。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

名 称	所 在 地	管轄保健所名
伯南町国民健康保険 直営茶屋診療所	日野郡伯南町茶屋 二、二九四番地一	根雨保健所
高橋医院	米子市皆生一、七五	米子〇
鹿野町国民健康保険 直営小鷺河診療所	気高郡鹿野町大字鷺 峯七八六番地	浜村〇

鳥取県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第
一項の規定により、日野郡江府町杉谷、河上忠雄外十四

人の者から杉谷土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年九月二十二日から同年十月十一日まで

三 縦覧の場所

日野郡江府町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により、次の区域の土地に立入り測量および物件の調査を実施する旨中国四国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 起 業 者

建設大臣

一 事業の種類

一級国道九号線改良工事

一 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡羽合町大字長瀬

一 立ち入ろうとする期間

昭和三十一年九月 十五日から
昭和三十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測量

及び物件の調査を実施する旨中国四国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 起 業 者

建設大臣

一 事業の種類

天神川改修工事

一 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市上米積

一 立ち入ろうとする期間

昭和三十一年九月十五日から
昭和三十一年十月三十日まで

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録
(は)第一三一号 昭二九、七、一〇 ヤマト組

第三三八号 七、二六 東郷建設

第一七四号 七、三一 森本組

第一三〇号 七、五 生田組

鳥取県告示第四百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取市栗谷町七八 山本 格男 昭三一、七、一〇

東伯郡東郷町引地字杭の 北野 照一 七、二六
和田四〇

倉吉市北野六四〇 森本 春蔵 七、三一

米子市加茂町二丁目六 生田 善蔵 七、五

第三四五号	八、二三	熊田工業(株)	鳥取市吉方七六九	熊田 益治	七、二三
第三四六号	八、二三	平和水道工業所	今町二丁目二二ノ一	横河 冊三	七、二三
第三四一号	八、二〇	尙和組	八頭郡上私都村大字麻生	佐々木吉次	八、二〇
第三七三号	八、二〇	諏訪土建(株)	智頭町一、五三五	下山 松藏	八、二〇

鳥取県告示第四百三十六号

国民健康保険を行う青谷町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き、青谷町国民健康保険条例の制定を昭和三十一年七月九日認可した。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百三十七号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き、条例の変更を次のとおり認可した。

国民健康保険を行う町	認可条例	認可年月日
気高郡青谷町	青谷町国民健康保険条例	昭和三十一年七月九日
日野郡伯南町	青谷町税条例	八月一日
	伯南町国民健康保険直営診療所設置条例	五月一日

鳥取県告示第四百三十八号

次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂
一 気高郡青谷町大字青谷字橋詰四、三〇八番七地先六坪五合

(関係図面は県土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百三十九号

次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取市富安字西入田一九三番一地先から一八二番五地先まで、および一八七番一地先から一八一番

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭三一、六、一八 鳥取電気工事株式会社
(に)第一一四号

第一二七号 六、二五 扶双組

第三三〇号 六、一七 神谷工務所

第二二九号 六、二五 大西工務所

第一〇六号 六、三 旭土建有会社

一〇地先まで、ならびに同所字荒田五四番地先から五五番一地先まで、および同所字出口六四番三
地先 一六一坪

(関係図面は県土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百四十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

おもな営業所の所在地 申請者氏名

鳥取市東品治町一六六 大橋 周治

元鑄物師町八二ノ二 水口源三郎

岩美郡岩美町院内二四三 神谷 義晴

気高郡青谷町山根四九二 大西 富平

八頭郡若桜町高野五三四ノ一 中村 節男

公職の候補者の選挙運動に関する収支に関する報告書要旨				
選挙の種類	昭和三十一年七月八日執行参議院地方選出議員選挙	二期 間	六月十五日から八月三日まで	第二回分
三 報告書の要旨				
候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	差 引
河 崎 巖	高 田 勝 次	1 円	1 円	3,000 円
四 主要な寄附者及び支出				
(1) 寄 附 者		該当なし		
(2) 支 出		支出の総額 件数 支出の目的		
候補者氏名		河 崎 巖		
		一五、九三八 二八 人件費		
		一三、七七〇 三 交通費		
		一、一九五 一 通信費		
		七六二 一 文具費		
		二〇〇 一 宿泊費		
		昭和三十一年九月七		

選挙管理委員会告示				
第二二二号	六、一九	大陽土建株式会社	智頭町智頭七八	葉狩 多平
第二二三号	笠 田 組	東伯郡泊村大字泊七八七	笠田 豊	
第一六七号	六、二三	旭興業株式会社	三朝町本泉三七〇ノ二	川北 庄市
第一六八号	相 見 組	坂本一、〇三九	相見 正幸	
第一一三号	六、一八	栄電気水道工業株式会社	倉吉市宮川町一八五	深田 義人
第一六四号	六、一二	石 橋 組	西伯郡岸本町吉良五六ノ二	石稿 孝次
第一〇九号	六、五	三保電気株式会社	米子市尾高町一一四	三保 勇
第一一八号	六、一八	三保建設株式会社	東町一一七	天野 豊作
第一五六号	六、六	有限会社福田工務店	道笑町二丁目一八五	福田 孝寿
鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号				
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。				
昭和三十一年九月二十一日				
鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄				

二〇〇 一 食糧費

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会、その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会、その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期 間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年六月三十日まで（定期）

三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件以上の寄附		一件以上の寄附		支出の総額		一件以上の支出		一件以上の支出		報告書受理年月日
	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	額	件数	
自由民主党鳥取県支部連合会	二〇五、八八九円	八二、四七五、六八九円	一	一円	一、六四八、五三二円	六二、六四〇、〇〇〇円	四	二、〇〇六円	昭和三十一年八月、二一八				

四 主たる寄附者及び支出

一 寄附者

政党、協会、その他の団体名

寄附の総額

件数

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所の所在地

自由民主党鳥取県支部連合会

二七、六八九円

二

木島 虎蔵

国會議員

八頭郡若桜町

一五、〇〇〇円

一

古井 喜実

〃

東京都武蔵野市千代田区

一〇〇、〇〇〇円

一

手島 栄

会社役員

〃

一〇〇〇、〇〇〇円

一

坂口平兵衛

〃

米子市

一五〇、〇〇〇円

一

米原 章三

〃

八頭郡智頭町

一五〇、〇〇〇円

一

米原 穰

〃

〃

二 支出

政党、協会、その他の団体名

支出の総額

件数

支出の目的

自由民主党鳥取県支部連合会

三九、二七九円

九

事務所費

二三、三五〇円

三

人件費

三七四、二一四円

八

会議費

七八、三五九円

一一

通信費

二五七、五一〇円

四

印刷費

四〇、〇〇〇円

七

広告費

二九、五二〇 五 旅 費
五一、六一四 七 県 連 結 成 費
二八二、九一四 八 補 助 金
一一、七七一 四 四 雑 費

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された政党、協会、その他の団体又はその支部の、昭和三十一年七月八日執行の参議院地方選出議員選挙に關しなされた収支に關する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会、その他の団体の収支に關する報告書要旨

- 一 種 類 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書
- 二 期 間 昭和三十一年六月十二日から昭和三十一年七月八日まで （参議院地方選出議員選挙）
- 三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
鳥取県気高郡青谷町徳安後援会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年八月、一五
日本共産党伯西地区委員会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年八月、二七

四 主たる寄附者及び支出

- 一 寄 附 者 該 当 な し
- 二 支 出 該 当 な し

公 告

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項の規定により、昭和三十一年度保母試験を次のように施行する。

昭和三十一年九月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。
- 2 満十八才に達した後、児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者。

3 前各号に掲げる者のほか、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者。

「注」

(1) 1にいう学校教育法による高等学校には、旧中等学校令による中等学校を含む。

(2) 2にいう児童福祉施設とは、国または都道府県において設置したものおよび児童福祉法第三十五条第二項の認可を受けた施設であること。

(3) 3にいう厚生大臣の資格認定とは、厚生大臣から受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

二 試験科目

- 1 社会福祉事業一般
- 2 児童福祉事業概論
- 3 児童心理学および精神衛生
- 4 保健衛生学および生理学
- 5 看護学および実習
- 6 栄養学および実習

7 保育理論

8 保育実習

三日 程

1 受験願書受付期間

昭和三十一年九月二十四日から

昭和三十一年十月 十三日まで

(当日の消印あるものは有効)

2 試験期日および試験地

区分	期	日	試験地
筆記試験	昭和三十一年十月二十五日	(二日間)	鳥取市
	昭和三十一年十月二十六日		米子市
実地試験	昭和三十一年十月二十九日		鳥取市
	昭和三十一年十月三十日		米子市

備考 保育実習の実地試験は、音楽、リズム、お話および手技等について行うものとする。

四 出願手続

受験希望者は、次の書類等を願書受付期間中に鳥取県

民生労働部婦人児童課に提出すること。

- 1 受験願書(様式一)
- 2 履歴書(様式二)
- 3 戸籍抄本
- 4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面
- 5 写真(出願前六箇月以内に撮影した名刺版、上半身脱帽単身のもの、裏面に写した年月日および氏名を自署のこと。)
- 6 受験手数料(五百円)
- 7 返信用の封筒(住所氏名記入、十円切手をはりつけること。)

「注」

(1) 受験手数料は「鳥取県収入証紙」(もよりの山陰合同銀行本店または鳥取県収入証紙売さばき所から購入のこと。)(を受験願書にはりつけ、消印はしないこと。

(2) 既納の手料は、いかなる理由があつても還付

しない。

(3) 4にいう受験資格を証明する書類とは、学校卒業証明書あるいは施設勤務証明書をいい、特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で、校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学校の校格を証明する書面を添付すること。

(例)

校 格 証 明 書

本校の〇〇年度卒業者()は旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨主務官庁の認可を受けていることを証明する。

年 月 日

学校名

校長 氏 名 印

(2) 願書を郵送する場合は封筒に「保母試験願書在中」と朱書き、書留とすること。

五 その他

様式一

受験願書

1 厚生大臣の指定する学校または施設において指定科目を専修した者、または二の試験科目のうち、昭和二十九年および三十年保母試験において一部合格したものは、当該科目の受験免除願（様式三）をあはせて提出すること。

2 宿泊希望者は、返信用はがきを同封、願書とともに提出すること。（宿泊月日を記載のこと。）

私は、このたび鳥取県において施行される保母試験を受けたいので所定の書類および手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

希望試験地

本籍地

現住所

県収入証紙
をはりつけ
ること

氏ふりがな
⑩

鳥取県知事 氏 名 殿

年 月 日生

様式二

履歴書

本籍地
現住所

世帯主氏名 続柄

本人、氏ふりがな

年 月 日生

学歴（小学校卒業時から記載のこと。）

一年 月 日

一年 月 日

職歴

一年 月 日

一年 月 日

右のとおり相違ありません。

年 月 日

様式三

保母試験受験科目免除願

私は別紙（証書写）のとおり一部（試験科目に合格しております）の指定する学校（保母養成施設）で専修しておりますので左記の科目について受験を免除くださるようお願いいたします。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿
記 氏 名 ⑩

一 何々

一 何々

「注」 他府県からの証書の写には、必ずその都道府県庁主務課の証明を付けること。